

東北学院大学の改革に関する意見箱 回答

No.	2023-006
投書日	2023/06/28
タイトル	五橋キャンパスのシュネーダー記念館から講義棟までのエレベーターでの移動についての要望
投書内容	<p>五橋キャンパスのシュネーダー記念館から講義棟までのエレベーターでの移動について要望があります。シュネーダー記念館の、3つあるエレベーター以外の、階段横にある搬入用エレベーターについて、大学院生も個人で使用できるようにしていただきたいです。理由は、講義に間に合わなくなることがあるためです。</p> <p>シュネーダー記念館と講義棟の行き来をする機会がありますが、その際にエレベーターが混んでおり、本来余裕を持って間に合うはずの時間で行っても、移動に時間がかかってしまうことがあります。前もって人の少ない時間に行くなどの工夫もできる場合もありますが、せっかく院生室で作業できるはずの時間が短くなり、結果として時間の無駄が増えてしまいます。また、講義棟で授業後、続けてシュネーダー記念館で講義がある時は、15分で移動しなくてはなりません。その際に、しばしば時間ぎりぎりになるか、授業時間に間に合わなくなることがあります。もし、現在学生が使用許可されている3つのエレベーターのみで、何らかの改善策を取ることができるのであればそちらでも構いません。エレベーターを使用する学生の数は現在非常に多く、特に授業前後では一度に乗り切れないような人数が使用します。それにもかかわらず、3つのエレベーターでしか移動してはいけないというルールを敷いている現状を疑問に思います。特に、院生であれば尚更、シュネーダー記念館にある院生室で作業する等、シュネーダー記念館と講義棟を行き来する機会が多くなることと思います。そもそも、周りの大学院生に搬入用エレベーターの使用ルールについて聞いてみると、「使っても良いんじゃないか」と言われた人がいたり、「教員と一緒に、または教員の許可がある時のみ使用できる」と聞いた人がいたりしました。搬入用エレベーターの使用ルールについて、統一の見解に基づく規定の作成とその明記・掲示が必要であると考えます。何卒ご一考ください。どうぞよろしく願いいたします。</p>
回答日	2023/08/08
回答	<p>建物設計時にエレベーターの交通計算を行っておりますが、混雑緩和措置として階段の場所を周知し、近階（2階以内）への移動は階段の利用を推奨いたします。</p> <p>また、「搬入用エレベーター」と記載されているものは「非常用エレベーター」と称しておりますが、これは消防隊が消火活動の際に使用するためのものであり、非常時に避難のために使用するものではありません。また平常時に一般使用することは問題ありません。ただし、この非常用エレベーターは各階で停止することが出来ませんが、2階から5階のライブラリーコモンズエリアにエレベーターホールから出ることが出来ませんので利用上の注意が必要になります。この点についてもエレベーターホールに掲示するなどして周知いたします。</p>